

## 12 請願者又は陳情者の本人確認書類について

(令和3年3月25日鳥取県議会議長伺定め)

請願・陳情に関する取扱要領(令和3年3月25日鳥取県議会議長伺定め。以下「要領」という。)  
第5条第1項に規定する請願者又は陳情者の本人確認書類について、必要な事項を次のとおり定める。

- 1 要領第5条第1項第1号の書類は、いずれか1種類で確認する。ただし、有効期限の定めのあるものは有効期限内のものに、有効期限のないものは交付又は発行の日から10年以内のもの(住民票の写し及び住民票記載事項証明書は、交付の日から30日以内のもの)に限る。
- 2 要領第5条第1項第2号の書類は、次の各号のいずれかとする。

(1) 1種類で確認するもの

国又は地方公共団体以外の法人が発行した資格証明書又は身分証明書等で、本人の氏名及び住所又は居所が記載されているもの(有効期限の定めのあるものは有効期限内のものに、有効期限のないものは交付又は発行の日から10年以内のものに限る。)

(2) 2種類で確認するもの(ア及びイに掲げる書類のうち、各1種類で確認するもの)

ア 次のいずれかの書類

(ア) 国、地方公共団体又はこれら以外の法人が発行した資格証明書又は身分証明書等で、本人の氏名及び住所又は居所が記載されているもの(有効期限のないものであって、交付又は発行の日から10年を超過したもの(住民票の写し及び住民票記載事項証明書は、交付の日から30日を超過したもの)に限る。)

(イ) 国、地方公共団体又はこれら以外の法人が発行した資格証明書又は身分証明書等で、本人の氏名が記載されているもの(有効期限の定めのあるものは有効期限内のものに限る。)

イ 氏名及び住所又は居所が記載されている税、社会保険料、公共料金等の通知書又は領収書(発行又は領収の日から30日以内のものに限る。)

附 則

この定めは、令和3年3月29日から施行する。